

一関労働基準監督署からのお知らせ

令和 6 年
2 月号

1, 令和 5 年 12 月末現在における労働災害の発生状況について

休業 4 日以上	の死傷災害	197 件	(前年同期と比較して + 9 件、 + 4.8%)
(うち、コロナを除く)		167 件	(" + 32 件、 + 23.7%)
うち、死亡		1 件	(" - 1 件減少)

令和 5 年 12 月末現在の死傷災害は 197 件で、前年同期の 188 件から 9 件 4.8% の増加となっています。このうち新型コロナウイルス感染症によるものは 30 件(全体の 15.2%)で、これを除くと 167 件となるものの、前年同期の 135 件から 32 件 23.7%と大幅に増加しています。また、死亡災害は 1 件発生しました。

業種別(新型コロナによるものを除く)では、①製造業 42 件(前年同期+5 件+13.5%)、②建設業 25 件(同+5 件+25.0%)、③保健衛生業 20 件(同+3 件+17.6%)、④商業 19 件(+8 件+72.7%)、⑤接客娯楽業 15 件(同+12 件+400.0%)、⑥運輸交通業 13 件(同-7 件-35.0%)となっており、運輸交通業を除いて増加しています。

事故の型別(新型コロナによるものを除く。新型コロナは全体の 15.2%)では、①「転倒」53 件(構成比 31.7%。前年同期比+14 件+36.8%)、②「墜落・転落」26 件(同 15.6%。+9 件+52.9%)、③「飛来・落下」16 件(同 9.6%。+11 件+220.0%)、④「動作の反動・無理な動作」15 件(同 9.0%。+6 件+66.7%)、⑤「激突され」14 件(同 8.4%。-2 件-12.5%)、⑥「はさまれ・巻き込まれ」12 件(同 7.2%。-8 件-40.0%)となっており、「激突され」及び「はさまれ・巻き込まれ」を除いていずれも大きく増加しています。

当署では、令和 6 年における労働災害防止に係る目標を、

○全労働災害減少目標⇒143 人以下 ○死亡災害⇒0 人(発生させない)

と定め、あらゆる機会を通じて労働災害防止の周知・啓発を行うこと、監督指導等の実施等により、目標達成に向けて労働災害防止対策を推進して参ります。

労働災害はあってはならないものです。

各事業場の皆様におかれましては、令和 6 年には労働災害を発生させないという決意の下、労働災害防止対策を着実に実施していただきますようお願い申し上げます。

2, 冬季特有の労働災害を防止しましょう！

本年は暖冬のため例年よりも雪が少ない状況ですが、冬季寒冷期へ入ったことにより、凍結・降雪等の自然要因も加わり、路面凍結による転倒災害、車両のスリップ事故などの冬季特有要因による災害が発生するリスクが高まる時季です。

岩手労働局管内は降雪地域であるため、年間の全死傷者数の 2 割ほどは、凍結路面での転倒、車両のスリップ事故などの冬季特有要因によるものとなっています。

冬季における労働災害防止への積極的な取り組みをお願い申し上げます。

(1) 冬季転倒災害防止対策強化期間について

冬季死亡災害ゼロ 100 日運動通信 1 月号でもお知らせしましたが、岩手労働局では、冬季間における転倒災害を防止するため、12 月から 2 月までを「冬季転倒災害防止対策強化期間」と定め、「いわて年末年始無災害運動」と連動し転倒災害防止に取り組んでいます。

～重点実施事項～

- 安全委員会等における転倒災害防止に係る調査審議。
- 職場巡視等による転倒災害防止対策の実施(定着)状況の確認。
- 気象情報の活用によるリスク低減の実施。
- 通路、作業床の凍結等による危険防止の徹底。
- 防滑靴の着用や安全な歩き方の指導等。

冬季に発生する転倒災害は、屋外にある自社の駐車場、通路のほか、訪問先などの駐車場、通路でも発生しています。また、雪が付着した靴のまま事務所や工場などに入ったために屋内であっても滑るといった災害も発生しています。

滑りづらい靴を履く、適切な除雪、融雪剤の有効活用、濡れた個所の速やかなふき取りな



一関署最新
災害統計
&
死亡ゼロ
100 日運動
リーフレット



安全に！！



「冬季死亡災害ゼロ 100 日運動」(令和 5 年 11 月 22 日～令和 6 年 2 月 29 日)展開中です！
重点事項(安全意識の高揚、管理体制の活発化、重機や機械設備・冬季特有災害防止等)への取り組みをお願いします。

どにより、冬季の転倒災害防止に取り組みましょう。

◎こんな場所等は転倒災害防止への注意が必要です！！

- ・ 駐車場や通路では積雪の下の氷、除雪後の薄氷、雪の融水による凍結
- ・ 建屋出入口は、除雪後の水分の凍結

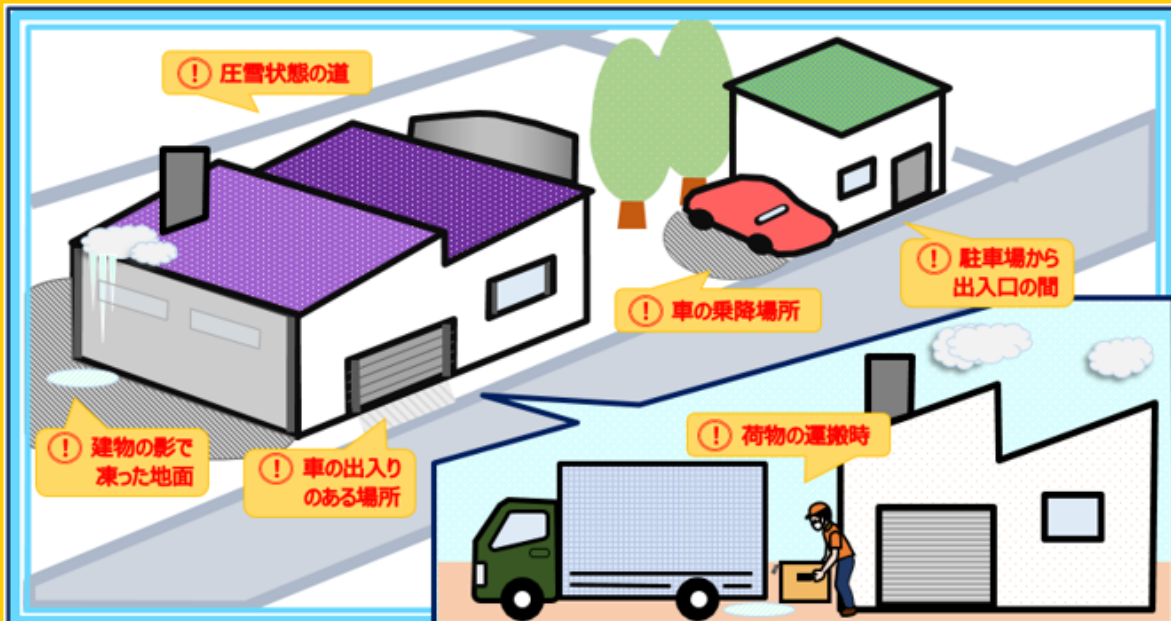
※ こまめな除雪・融雪は、社員への配慮だけでなく、訪問者への配慮にもなります。

◎安全衛生活動でも、転倒災害防止を重点的に実施しましょう


職場の総点検、安全衛生委員会等での調査審議等により、職場環境の改善を図りましょう。

- ・ 4S活動の推進
- ・ 転倒しにくい作業方法の励行
- ・ 危険箇所の見える化 など

★ 転倒危険マップを作成しましょう



★ 滑りにくい靴を履いて安全に歩行しましょう

ピン・金具付きの靴底	深い溝のある靴底	靴の裏全体を路面につけて歩く
<p>金属のピンや金具が靴底に備わっており、氷を引っかき、突き刺して滑りを防ぎます。 脱着可能な靴用アタッチメントタイプもあります。</p> <p>【注意点】 カーペット等に金具やピンが引っかかってつまづいたり、タイル等の床で滑ってしまう危険があります。</p> 	<p>グリップ力が強いので滑りにくくなっています。 溝が浅くなるとグリップ力が低下するので溝の点検も重要です。</p> <p>【注意点】 溝が深くても靴底が固いと「つるつる路面」では滑りやすく、また、溝に雪が詰まると滑りやすくなります。</p> 	<p>重心をやや前におき、できるだけ靴裏全体を路面につける気持ちで歩きましょう。「つるつる路面」では、小さな歩幅で靴裏全体をつけて歩く「すり足」のような歩き方も有効です。</p> 
		<p>小さな歩幅でそろそろ歩く</p> <p>滑りそうな道や凍った路面の上には雪が積もったところでは、歩幅を狭くしてそろそろ歩くようにしましょう。特に、交差点や横断歩道等の滑りやすい場所を歩くときにはお勧めです。</p> 

(2) 交通労働災害の防止について

降雪や凍結による道路状況の悪化により、自動車などのスリップ事故が多発する時期です。天候により道路事情は刻々と変化しています。時間的な余裕をもって、場所や道順等をよく調べた上で運転してください。慣れた道路でも凍結しやすい、日陰、トンネル出入口付近、橋の上などでは、特に注意して走行しましょう。

◎速度を落とし、3急運転(急発進 急ハンドル 急ブレーキ)を控え、安全運転を心掛けよう！

◎冬道の安全運転 1・2・3 運動を実践しよう！

～ 1割のスピードダウン 2倍の車間距離 3分早めの出発 ～

2月29日までの冬季死亡災害ゼロ100日運動及び冬季転倒災害防止対策強化期間については、労働災害防止対策の着実な実施について、より一層努めていただきますようよろしくお願い申し上げます。

岩手県最低賃金が改正されました！時間額『893円』（令和5年10月4日発効）

～～ 確認しよう最低賃金！使用者も、労働者も、お互いに ～～